

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業
の申請事案の処理方針について

一般乗用旅客自動車運送事業者（ハイヤー及び個人タクシー事業者を含み、福祉限定許可事業者を除く。以下「タクシー事業者」という。）が一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車（福祉輸送事業の用に供する車両を除く。以下「タクシー車両」という。）を用いて食料及び飲料（以下「食料等」という）に係る貨物自動車運送事業を行う場合の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく許可の取扱い等について下記のとおり定めたので公示する。

令和2年9月11日

中部運輸局長 坪井 史 憲

言 己

1. タクシー事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い

(1) 許可等の審査基準

①営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について

一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合の事業用自動車（以下「貨客併用車両」という。）を配置する、タクシー事業の営業所、車庫及び休憩・睡眠施設を併用するものであること。なお、使用権、立地条件、規模等については、宣誓書の添付をもって確認することとする。

②事業用自動車の最低車両数

タクシー事業の許可に係る最低車両数を満たせば足りることとする。

③事業の用に供する自動車

貨物自動車運送事業の用に供する自動車は、タクシー事業の用に供する自動車（タクシー車両）であって、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について」（平成15年2月28日付け中運局公示第277号。以下「公示基準」という。）に基づき届出等のあったものであること。

④運行管理体制等

(i) 事業計画の遂行に十分な員数の運転者が確保できるものであること。

この場合、確保する運転者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下、「安全規則」という。）第3条第2項に違反しない者であること。

(ii) 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者（以下、「貨物の運行管理者」という。）を確保できるものであること。

ただし、次のいずれかに該当する者を置くことをもって、代えることができることとする。

(ア) タクシー事業の運行管理者であって、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年国土交通省告示第455号。以下「講習告示」という。）第2条第1号の基礎講習を受けた者

(イ) タクシー事業の運行管理者の選任を要しない営業所において、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた者

(ウ) 個人タクシー事業者であって、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた者

(iii) 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業の運行管理者の講習について、(ii)(ア)から(ウ)の者には、安全規則第23条第1項1号を適用することとする。

(iv) 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の車両数が安全規則第2条の3の規模以上の場合には、安全管理規程を設定し、安全統括管理者を選任し、安全管理規程及び安全統括管理者を安全規則第2条の4及び第2条の7の規定に基づき届け出ること。ただし、タクシー事業の安全管理規程及び安全統括管理者の届出をもって、代えることができることとする。

(v) 本公示により許可を受ける、食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業における運行管理に携わっていた経験は、安全規則第2条の6第1号イ及びハ並びに第24条第1項の「実務の経験」に含まないこととする。

(vi) 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業の運転者に対する指導及び監督の実施については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条（第3項

を除く。)の規定に基づく指導及び監督の実施をもって、代えることができることとする。

- (vii) 貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号。以下「施行規則」という。）第3条第2号に規定する添付書類は、別紙様式1を例とする。
- (viii) 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- (ix) 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業に従事する運転者の勤務時間及び乗務時間については、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）とする。
- (x) 自動車車庫が営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼が確実に実施される体制が確立されていること。
- (xi) 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制について整備されていること。
- (xii) 点検及び整備管理体制は、公示基準に定めるところによる。

⑤資金計画

一般貨物自動車運送事業の経営に係る資金計画が適切であり、宣誓書の添付があること。

⑥法令遵守

- (i) 申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。
- (ii) 健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務者が社会保険等に加入すること。
- (iii) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員「いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。」を含む。）が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は道路運送法（昭和26年法律第183号）違反により申請日前6ヶ月間（悪質な違反については1年間）又は申請日以降に、自動車その他輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限

(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者を含む。)ではないこと。

- (ア) 申請日前6ヶ月(悪質な違反については1年)の起算日は、その処分期間終了後とする。
- (イ) 業務を執行する役員(いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含む。
- (ウ) 悪質な違反とは
 - ・ 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。
 - ・ 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。
 - ・ 事業の停止処分の場合。
- (iv) 法令遵守については、宣誓書の添付をもって確認することとする。

⑦損害賠償能力

- (i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率(令和3年金融庁告示第6号)で定める車種の区分のうち、営業用乗用自動車に加入していれば足りることとする。
- (ii) 一般自動車損害保険(任意保険)又は共済については、タクシー事業者が管理するタクシー車両が100両以下である場合、タクシー事業者として加入すべき「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者1名につき保険金の限度額が8000万円以上であるとともに、財産の損害賠償に係るものについては1事故につき保険金の限度額が200万円以上であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。

ただし、タクシー事業者として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者1名につき保険金の限度額が8000万円以上であり、財産の損害賠償に係るものについては1事故につき保険金の限度額が200万円以上である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認される場合は、この限りではない。
- (iii) 損害賠償能力については、宣誓書の添付をもって確認することとする。

⑧許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地がタクシー事業に係る営業区域とする。

(ii) 貨物の種類

食料等であって、(iii)に定める積載場所内に収容可能な大きさのものに限る。

(iii) 積載方法

積載場所については、以下の点に留意して食品衛生上適当であると考えられるスペースに積載すること。

(ア) 座席スペースに積載する場合は、冷房を効かせる、直射日光を遮断する等の所要の温度管理に係る措置を講じること。その際、車内と外気の温度差が大きくなり過ぎないように調整するなど、運転者の労働環境に適切に配慮すること。

(イ) 食料等を保冷ボックス等に入れるなど適切な温度管理を行うこと。

(ウ) 食料等を入れた保冷ボックス等については、荷崩れが発生しないよう、ベルトによる固定や、一定の固定された積載場所に据え置く等の措置を講ずること。

(エ) 旅客から苦情等の申告があった場合には、迅速に改善措置を講ずるとともに、運輸支局へ報告すること。

(iv) 積載できる貨物の重量

積載できる食料等の重量は、乗車定員数に20を乗じた重量(単位キログラム)とする。

(v) 旅客運送との関係

以下の点に留意して旅客運送及び貨物運送を行うこと。

(ア) 旅客及び貨物の同時運送(混載)を行わないこと。

(イ) 個人情報の流出が生じないように、運送する貨物の伝票等を適切に管理すること。

(vi) 貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、タクシー事業の用に供する車両であって、公示基準に基づき届出等のあったものに限ること。

(vii) 輸送の安全確保

(ア) 貨物自動車運送事業法をはじめ、一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。

(イ) 貨物自動車運送事業に係る運行管理者を選任しない場合は、タクシー事業の運行管理者が講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた上で貨物自動車運送事業の運行管理を行うこと。なお、タクシー事業の運行管理者の選任を要しない営業所においては、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた者を営業所に置くこと。

(ウ) 個人タクシー事業者は、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けること。

(viii) タクシー事業の廃止又は休止

タクシー事業を廃止した場合は、本公示に係る一般貨物自動車運送事業を廃止し、タクシー事業を休止した場合は本公示に係る一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

(ix) 貨物運送中の表示

貨物運送中は車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示すること。

⑨許可の期限

(i) 許可の期限は、当該許可の日から起算して1年を経過する日とする。とする。なお、期間経過後もタクシー車両により一般貨物自動車運送事業を行う場合については、次に定める所定の手続を行うことにより、当該許可期限について、1年延長することとする。

(ii) 許可期限の変更は、許可事業者からの条件・期限の変更承認願いにより、その申請が本公示について、適切なものであった場合にはそれを承認することとし、許可期限の条件変更を行うこととする。

(iii) 許可期限の条件変更は、別添様式及び宣誓書の添付をもって確認することとする。

⑩欠格事由

施行規則第3条の2第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号に規定する者には、申請者の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える者や、申請者の株主と株主の構成が類似している者等が該当するものとする。

(2) 貨物自動車利用運送事業

公示基準に定めるところによる。

(3) その他

①事業報告

タクシー事業者は、貨物自動車運送事業法等の関係法令に基づき、本公示に係る事業に関し報告を求められたときは報告書を提出することとする。

②検証

①に係るタクシー事業者からの報告等を踏まえ、本公示に係る措置の運用状況について検討を加え、必要がある場合には、その結果に基づいて運用の見直し等必要な措置を講ずるとともに、検証に際しタクシー事業者による許可の条件に係る違反が発覚した場合には、

許可の取消し等の措置を講ずることとする。

③運輸の開始前に行う報告は、別紙様式2を例とする。

④運輸の開始の届出は、別紙様式3を例とする。

2. タクシー事業者による特定貨物自動車運送事業の許可等の取扱い

タクシー事業者がタクシー車両を用いて特定貨物自動車運送事業を行う場合における特定貨物自動車運送事業の許可等の取扱いについては、1. 及び公示基準を準用することとする。

3. 既に貨物自動車運送事業及びタクシー事業の両方の許可を受けている者が、タクシー事業の

用に供する事業用自動車を用いて貨物の運送を開始する場合の取扱い

本公示によるものの他、公示基準その他関係通達等によることとする。

営業所、車庫及び休憩・睡眠施設については以下の通り取り扱う。

貨客併用車両を配置する営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、事業計画変更の申請を行うこととする。

(i) 許可又は認可に付す条件

事業計画変更の認可をしようとする場合は、タクシー事業の車両を使用して食料等を運送する場合について、1. (1) ⑧ (iii) 等の条件を、既に受けている貨物自動車運送事業の許可に付すとともに、1. (1) ⑨の期限を付すこととする。

ただし、既にタクシー事業の車両を使用して貨物の運送を行うことができる貨物の許可を受けている事業者であって、営業所を新設等することにより事業計画を変更等する場合にあっては、認可にあたって改めて条件を付すことを要しない。

認可にあたっては、許可期限が経過した際には、事業計画のうち、本公示に基づく内容を削除する旨の事業計画変更を行うこととする条件を付すこととする。

(ii) 事業計画変更の認可申請について

貨客併用車両を配置する営業所、車庫、休憩・睡眠施設については、タクシー及び貨物の両事業を同一の事業用自動車で行うため、その運行管理等を同時に行えるようタクシー事業の営業所等と同一の営業所等について、貨物自動車運送事業の事業計画の変更認可の審査を行うこととする。

なお、既存のタクシー事業の営業所等について貨物自動車運送事業の営業所等として認可を受ける場合は、添付書類は求めないこととし、その見取り図、平面図、使用権原、幅員証明等は、宣誓書の添付をもって、足りることとする。

4. タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可を受けた者が、タクシー車両によらない貨物自動車運送事業を行おうとする場合の取扱いについて
公示基準による事業計画の変更認可の審査を行うこととし、(1)①から⑦について公示基準に基づき改めて審査するものとする。

5. 事業計画変更の認可及び届出

1. ～3. 及び公示基準に定めるところにより審査することとする。

附 則 (令和2年9月11日中運自旅二第209号、中運自貨第255号、中運技保第76号)

1. 本公示による取扱いは、令和2年9月11日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. 本公示に基づく許可等の申請を提出したタクシー事業者であって、「新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について」(令和2年4月21日付け事務連絡)により、令和2年9月30日までの間、タクシー事業者が有償で食料等を運送することについて道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号に基づく許可を受けている者については、令和2年9月30日までに本公示による許可等を受けるまで又は申請が却下されるまでの間について、同許可に係る有効期限を延長できることとする。

附 則 (令和4年9月20日中運自旅二第377号、中運自貨第279号、中運技保第103号)

1. 本公示による取扱いは、令和4年9月22日から適用する。
2. 令和4年12月31日までに限り、本公示適用の際、本公示による改正前の公示(以下「改正前の公示」という。)に基づく許可を受けた者について、令和4年9月30日までに本公示による改正後の公示(以下「改正後の公示」という。)1.(1)⑨許可の期限(2.において準用する場合を含む。)に係る延長の申請を行った者に限り、当該申請が承認又は却下されるまでの間について、改正前の公示に基づく許可の期限を延長することとする。
3. 本公示の適用の際、改正前の公示に基づく許可を受けた者について、当該許可の際に付された、改正後の公示1.(1)⑧許可に付す条件(2.において準用する場合を含む。以下同じ。)は、改正後の公示1.(1)⑧許可に付す条件が付されたものとみなす。
4. 令和2年9月11日中運自旅二第209号、中運自貨第255号、中運技保第76号附則2.による取扱いは、令和4年12月31日限り廃止する。